医療費の自己負担割合の判定の流れ

ここでの「被保険者」は、千葉県の後期高齢者医療制度に加入している方を指します。

※住民税非課税世帯の方は、１割負担となります。

スタート

本人及び同じ世帯の被保険者がの**市民税課税所得（課税標準額）が145万円以上**である

いいえ

本人及び同じ世帯の被保険者の**市民税課税所得（課税標準額）が28万円以上**である

はい

本人及び同じ世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる

はい

本人及び同じ世帯の被保険者全員の「賦課のもとになる所得金額」が210万円以下である

はい

いいえ

同じ世帯の被保険者の人数が１人である

はい

いいえ

本人の収入額が、３８３万円未満である

はい

いいえ

本人及び同じ世帯の被保険者の収入合計額が５２０万円未満である

はい

いいえ

同じ世帯に70歳から74歳までの方がいる

いいえ

はい

本人と70歳から７４歳までの方の収入の合計額が520万円未満である

いいえ

はい

３割負担（現役並み所得者）

本人の「年金収入＋その他合計所得額が２００万円以上である

はい

いいえ

本人及び同じ世帯の被保険者の「年金収入＋その他合計所得金額」の合計が３２０万円以上である

はい

いいえ

２割負担

１割負担

同じ世帯の被保険者の人数が１人である

はい

いいえ

本人の「年金収入＋その他合計所得金額」が２００万円以上である

はい

いいえ

本人及び同じ世帯の被保険者の「年金収入＋その他合計所得金額」の合計が３２０万円以上である

はい

いいえ

２割負担

１割負担